

令和6年度 飯盛霊園組合会計年度任用職員募集案内

飯盛霊園組合では、令和6年7月以降任用予定の会計年度任用職員として勤務していただける方を募集します。
会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員の代替が必要なときなどに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

■任用要件について

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合は登録することができません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 飯盛霊園組合または関係市(守口市、門真市、大東市、四條畷市)において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	一般事務員
採用予定人数	1名
業務内容	窓口・電話対応、データ入力や文書等の作成、文書の收受や整理 など
受験資格	パソコン操作(文字入力、ワード、エクセル等)の操作が可能な方 窓口・接客経験のある方
報酬等	時給 1,146円(令和6年4月現在) 時間外勤務報酬、費用弁償(交通費)、期末手当、勤勉手当等 ※再度任用された場合、経験に応じて報酬が加算されることがあります ※期末手当、勤勉手当は一定の要件を満たす場合に支給します ※条例改正等により報酬等の額が変更されることがあります
勤務時間	原則として以下のパートタイム勤務 ①週5日 9時30分～17時 ※休憩時間45分
休日	原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日) 月1日～2日程度、休日に勤務する必要があります(休日を振り替えます)
休暇	年次有給休暇(6か月以上の任用見込みがある場合のみ)、特別休暇(夏季休暇等)
勤務場所	飯盛霊園組合
任用期間	任用開始日から令和7年3月31日 ※任用開始日:令和6年7月以降に任用予定(任用開始日は相談可) ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります
試用期間	1ヵ月 ※実際の勤務日数が15日に達するまでは条件付採用期間は延長となります
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等 ※一定の要件を満たす場合に加入します

<p>サービス</p>	<p>地方公務員法に規定するサービス及び懲戒に関する規程の対象となります ○パートタイム勤務の会計年度任用職員は、地方公務員法第38条の営利企業への従事（兼業）制限の適用除外となっておりますが、兼業を行う場合は総務課に報告する必要があります。</p> <p>ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 (兼業先との所定勤務時間の合計が本組合常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など) ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって飯盛霊園組合の信用を損なうおそれがある場合
<p>その他</p>	<p>自動車通勤可。敷地内の駐車場を利用する場合は、使用料が必要です</p>

■ 申込方法

申込は、「飯盛霊園組合会計年度任用職員選考用紙兼履歴書」に必要事項を記入のうえ、写真を貼り、総務課に持参または郵送してください。

いただいた申込書は原則として返却いたしません。

■ 応募締切

令和6年5月31日(金) 必着

■ 選考

選考日程: 令和6年6月12日(水)または13日(木)

選考日時については総務課よりメール等で連絡します。

選考会場: 飯盛霊園組合庁舎2階会議室

選考方法: 書類選考、PCスキルテスト、面接にて合否を決定します。

■ 再度の任用について

任期については、手続きなく更新されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定します。

同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用を決定します。

■ 問い合わせ先 飯盛霊園組合総務課

電話 0743-61-5152